

参 考 資 料

- 境港市総合計画の策定状況 1
- 境港市総合計画審議会条例 4

境港市総合計画の策定状況

○境港市建設計画（第1次計画）

昭和43年12月策定 期間：昭和43～55年度（13年間）

○境港市総合計画（第2次計画）

基本構想 昭和46年3月策定 期間：昭和46年～60年度（15年間）

基本計画 昭和47年3月策定 期間：昭和47年～55年度（9年間）

都市像 「港湾を有する産業文化都市」

- ・ 港湾、漁港の機能の整備拡充と、工業開発を促し、これを主軸とする生産都市とする。
- ・ 美しい自然環境を保ちつつ、生活生産基盤を整備し、快適な近代都市とする。
- ・ 教育文化施設の充実を図り、かおり高い文化都市とする。

○第3次境港市総合計画

基本構想 昭和52年3月策定 期間：昭和52～60年度（9年間）

基本計画 昭和53年3月策定 期間：昭和53～55年度（3年間）

都市像 「港湾を有する産業文化都市」

- ・ 生活環境に恵まれ、快適な生活ができる都市
- ・ 人間性豊かな、教育文化都市
- ・ 恵まれた良港を活用し、自然と調和した活力ある産業都市

○第4次境港市総合計画

基本構想 昭和56年11月策定 期間：昭和56～平成2年度（10年間）

基本計画 昭和56年12月策定 期間：昭和56～60年度（5年間）

都市像 「明るく豊かな港湾を有する産業文化都市建設の伝統を旨に「公正にして風格ある境港市」

- ・ 健康で心豊かに暮らせるまち
- ・ 美しく安全で住みよいまち
- ・ うるおいのある教育文化のかおるまち
- ・ 調和のとれた快適なまち
- ・ 活力あふれる産業のまち

○第5次境港市総合計画

- 基本構想 昭和61年9月策定 期間：昭和61年～平成7年度（10年間）
基本計画 昭和61年12月策定 期間：昭和61年～平成2度（5年間）
都市像 「明るく豊かな海と空の港を有する「公明正大で躍動する風格ある境港市」
- ・健康で生きがいにみちたまち
 - ・緑あふれる安全で快適なまち
 - ・創造性豊かな教育文化のまち
 - ・美しく調和のとれた機能的なまち
 - ・活力あふれる産業のまち

○第6次境港市総合計画

- 基本構想 平成3年9月策定 期間：平成3～12年年度（10年間）
基本計画 平成3年11月策定 期間：平成3～7年度（5年間）
都市像 「—海からの創造—「魅力あるふるさと・心豊かで活力あるまち境港」

[21世紀への基本目標]

- ・海と港を生かしたまち
- ・長寿社会に向けた住みよい福祉のまち
- ・緑と文化のまち

[まちづくりの展開方向]

- ・健康で生きがいのあるまちづくり
- ・緑あふれる快適なまちづくり
- ・人と文化をはぐくむまちづくり
- ・美しく調和のとれた機能的なまちづくり
- ・活力とにぎわいある産業のまちづくり

○第7次境港市総合計画

- 基本構想 平成7年9月策定 目標：平成8～22年度（15年間）
基本計画 平成8年2月策定 目標：平成8～12年度（5年間）
※基本計画は随時更新
都市像 「環日本海オアシス都市「魅力あるふるさと・心豊かで活力あるまち境港」

[21世紀の都市づくりの基本目標]

- ・日本海を拓く交流拠点のまちづくり（交流拠点都市）
- ・いきいきコミュニティのまちづくり（福祉文化都市）
- ・住みよい環境のまちづくり（快適環境都市）

[まちづくりの展開方向]

- ・機能的で魅力ある都市基盤の整備
- ・活力とにぎわいのある産業の振興
- ・健康で生きがいのあるくらしの実現
- ・人と文化をはぐくむ生涯学習の推進
- ・快適でうるおいのある生活環境の整備
- ・安心とやすらぎのあるくらしの実現

○境港市まちづくり総合プラン（第8次境港市総合計画）

基本構想 平成23年3月策定 期間：平成22～26年度（5年間）

基本計画 平成23年3月策定 期間：平成22～26年度（5年間）

都市像 「環日本海オアシス都市」

[まちづくりの基本理念]

- ・ 魅力と活気あふれるまちづくり
- ・ 心豊かに、安心して暮らせるまちづくり

[将来都市像実現のための基本目標]

- ・ 連携強化による一体的発展
- ・ 全国ブランドである「さかな」と「鬼太郎」を生かした経済振興
- ・ 一人ひとりを大切にした教育と福祉の充実
- ・ 安心して住みよい生活基盤の充実
- ・ 市民との連携による誠実な行政運営

境港市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、境港市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、境港市総合計画について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、専門事項を分掌するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会の運営にこれを準用する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務に当たる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域振興課で処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年6月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月25日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日条例第4号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月19日条例第26号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。